

社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会 Wi-Fi ルーター貸出利用規約

(目的)

第1条 この規約は、社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会（以下「本会」という。）がボランティアセンター活動を行う個人及び団体等（以下、「利用者」という。）の社会福祉の増進を図るため、本会が団体等に貸出す Wi-Fi ルーター（以下「ルーター」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(対象者及び利用場所)

第2条 ルーターの貸出対象者は、瀬戸市福祉保健センター（やすらぎ会館）（以下、「センター」という。）内の会議室の使用許可を受けた利用者とする。

2 ルーターは利用者が、センター内の使用許可を受けた会議室及び時間の範囲で利用する場合に貸出すものとする。

(ルーターの利用)

第3条 ルーターの貸出及び利用は無料とする。

2 ルーターの貸出を受けようとするものは、この規約に同意の上、本会に書面により申請しなければならない。

3 本会は、前項の規定による申請があった場合において、適当と認めたときは、ルーターを貸出すものとする。ただし、公用又は公共用のために本会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

4 ルーターの利用にあたり必要となる通信機器及び附属品は、利用者が準備するものとする。また、インターネットに接続する通信機器のセキュリティ対策は、利用者が行うものとする。

5 利用者は、ルーターの利用に際し、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）」その他関係法令等を順守しなければならない。

6 青少年の利用にあたっては、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）」の趣旨に基づき、当該保護者が利用機器に対し、フィルタリングソフト等の適用を図り、閲覧履歴の管理を行う等の適切な対応を行うものとする。

(利用者資格の停止)

第4条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本会は事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができるものとする。

- (1) 次条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この規約に違反した場合
- (3) ルーターを破損、水没又は紛失した場合
- (4) その他、利用者として不適切と本会が判断した場合

(禁止事項)

第5条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本会又は第三者に不利益又は損害を与える行為若しくはそのおそれのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報

を提供する行為

(3) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為

(4) 前各号に掲げるもののほか、本会が不適切と判断する行為

2 前項に該当する利用者の行為によって本会及び第三者に損害が生じた場合は、利用者はすべての法的責任を負うものとする。

(貸出の中止)

第6条 本会は、次の各号のいずれかに該当する場合、ルーターの貸出を中止できるものとする。

(1) 災害、事故その他の非常事態により、ルーターの貸出が実施できなくなった場合

(2) ルーターの故障、紛失等、やむを得ない事由がある場合

(3) 公用又は公共用のために使用する必要がある場合

(4) その他、本会がルーターの貸出の中止が必要と判断した場合

2 ルーターの貸出の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、本会は一切責任を負わないものとする。

(免責)

第7条 利用者がルーターの利用を通じて得る情報の内容等については、本会は一切保証しないものとする。

2 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

3 ルーターの貸出の遅滞、変更又は中止、利用者の通信機器のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他ルーターの利用に関連して発生した利用者の損害について、本会は一切責任を負わないものとする。

4 ルーターの利用に係る利用者の通信機器の設定は、利用者が行うものとする。通信機器の機種、WEBブラウザ等によって、ルーターを利用できない場合があっても、本会は一切責任を負わないものとする。

5 利用者がルーターを利用したことにより、第三者との間に生じた紛争等について、本会は一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第8条 利用者の責に帰すべき事由により本会に損害を与えた場合、利用者は本会が被った損害を賠償するものとする。

(本規約の変更)

第9条 本会は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附 則

この規約は、令和7年8月1日から実施する。